

別表十六(七) 「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、青色申告書を提出する中小企業者又は農業協同組合等が、措置法第 67 条の 5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

なお、この明細書に記載する少額減価償却資産の取得価額の合計額は 300 万円を超えることはできません。したがって、少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円（当期が 1 年に満たない場合には 300 万円を 12 で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）に達するまでの少額減価償却資産を記載していき、その取得価額の合計額が当該 300 万円を超えないようにしてください。

(注) 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（次表の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

中 小 企 業 者 の 判 定									
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模株主等の明細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額			
常時使用する従業員の数	b	人	大規模株主等の明細	1		g			
大規模株主等の保有割合	c		大規模株主等の明細			h			
第 1 順位株式数又は出資金の額 (g)	c		大規模株主等の明細			i			
保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%	大規模株主等の明細			j			
大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e		大規模株主等の明細			j			
保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%	大規模株主等の明細			j			
				計	(g)+(h)+(i)+(j)	k			
この表の各欄は、少額減価償却資産を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。 1 「保有割合 d」が 50%以上となる場合又は「保有割合 f」が 3 分の 2（66.666…%）以上となる場合には、この制度の適用はありませんので御注意ください。 2 「大規模株主等の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模株主（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。									

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「種類 1」、「構造 2」及び「細目 3」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載しますが、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造 2」に記載してください。	
「事業の用に供した年月 4」	当期の途中で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	
「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 6」	法第 42 条から第 49 条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 8」	各「7」の合計額を記載します。	

3 根拠条文

措置法 67 の 5、措置法令 39 の 28